書　　記　　３名（保護者２名・教職員１名）

2. 会長は、この会を代表し、会務にあたります。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は代行します。
4. 会計は、この会の会計事務を処理します。
5. 書記は、総会、委員総会、運営委員会、役員会の議事を記録し、その他会の庶務を処理します。
6. 役員の選出は、細則によって行います。なお、教職員の役員は、教職員の中から互選により選出します。
7. 役員の任期は、１年とし、再任を妨げません。

＜　会計監査　＞

1. この会は、会計監査２名（保護者１名・教職員１名）を置き、その選出は総会において行い、任期は１年とします。
2. 会計監査は、この会の経理を監査し、総会に報告します。

＜　総　会　＞

1. 総会は、全会員で構成される最高の議決機関です。
2. 定期総会は、毎年度当初に開き、次のことを審議します。
   1)前年度活動報告及び決算報告
   2)新年度活動計画案及び予算案
   3)新年度役員の承認及び会計監査の選出
   4)この会則の改廃
   5)その他、特に必要な事項
3. 臨時総会は運営委員会が必要と認めた場合、または会員の５分の１以上の要求があった場合に開きます。
4. 総会は会員の３分の１以上の出席（委任状を含む）で成立し、議事は出席者の過半数で議決します。

＜　委員総会　＞

委員総会は、学級委員、地区委員、銀河編集委員、標準服委員、ひかり祭実行委員、推薦委員で構成し、役員の選出等にあたります。

＜運営委員会＞

1. 運営委員会は、総会につぐ議決機関で、次のことを審議または行います。
   1)細則の制定及び改廃
   2)特別委員会の設置の関すること
   3)各委員会の活動報告及び情報交換
   4)全会員を対象とする行事の企画
   5)その他、必要な事項
2. 運営委員会は、学年委員会、地区委員会、銀河編集委員会、標準服委員会、